

美容師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第38号

美容師法施行細則の一部を改正する規則

美容師法施行細則（昭和33年岩手県規則第21号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、美容師法（昭和32年法律第163号。以下「法」という。）<u>及び美容師法施行規則（平成10年厚生省令第7号。以下「省令」という。）</u>の実施に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>(開設の届出)</u></p> <p>第2条 <u>省令第19条第1項の届出書は、別に定める様式による美容所開設届によらなければならない。</u></p> <p><u>(変更の届出)</u></p> <p>第3条 <u>省令第20条の届出書は、別に定める様式による美容所開設届出事項変更届によらなければならない。</u></p> <p>(廃止の届出)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>(美容所開設検査申請)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>(美容所開設検査確認済証)</p> <p>第6条 [略]</p> <p><u>(地位の承継の届出)</u></p> <p>第7条 <u>省令第21条第1項の届出書は、別に定める様式による美容所開設者地位承継届（相続）によらなければならない。</u></p> <p>第8条 <u>省令第22条第1項の届出書は、別に定める様式による美容所開設者地位承継届（合併）によらなければならない。</u></p> <p>第9条 <u>省令第22条の2第1項の届出書は、別に定める様式による美容所開設者地位承継届（分割）によらなければならない。</u></p> <p>別記様式（<u>第6条関係</u>）</p> <p>[略]</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、美容師法（昭和32年法律第163号。以下「法」という。）<u>、美容師法施行規則（平成10年厚生省令第7号。以下「省令」という。）及び美容師養成施設指定規則（平成10年厚生省令第8号。以下「養成施設省令」という。）</u>の実施に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>(申請書及び届出書の様式)</u></p> <p>第2条 <u>省令及び養成施設省令の規定による申請書及び届出書は、別に定める様式によらなければならない。</u></p> <p>(廃止の届出)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>(美容所開設検査申請)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>(美容所開設検査確認済証)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>別記様式（<u>第5条関係</u>）</p> <p>[略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。